

○潮来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年10月3日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、潮来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、公示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込みができる者は、団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申込資格に関して必要な事項は、市長等が別に定める。

(令7規則20・一部改正)

(申込書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申込みは、次の各号に例示する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 申込み資格を有していることを証する書類
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、規約その他これらに相当する書類

エ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨を記載した書類

(3) 管理を行う公の施設の事業計画書

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(平成20規則13・一部改正)

(指定の通知)

第5条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定した団体に対し、指定管理者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 条例第7条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、様式第3号によるものとする。

(指定の取消し)

第6条 条例第10条第1項に定めるその他指定管理者の責めに帰すべき事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

(3) 施設設置条例又は協定の規定に違反したとき。

(4) 条例第2条第2号の規定により明示する申込資格を失ったとき。

(5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(6) 団体の経営状況の悪化等により指定管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

(7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に指定管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

(8) 指定管理業務が行われないとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年１２月１日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日規則第９号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年１２月２５日規則第２０号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

指定管理者 指定申請書

年 月 日

様

|             |  |
|-------------|--|
| 法人・<br>団体名  |  |
| 法人・<br>団体住所 |  |
| 代表者名        |  |

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

記

1 施設の名称及び所在地

|        |  |
|--------|--|
| 施設の名称  |  |
| 施設の所在地 |  |

2 提出書類

- ☐ (1) 法人登記簿の謄本(法人の場合)
- ☐ (2) 団体の定款, 規約その他これらに相当する書類
- ☐ (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- ☐ (4) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨を記載した書類
- ☐ (5) 管理を行う公の施設の事業計画書
- ☐ (6) 管理に係る収支計画書
- ☐ (7) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
- ☐ (8) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ☐ (9) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- ☐ (10) 団体の事業報告書を作成している場合は, 当該報告書
- ☐ (11) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出する書類に ☒ を記入すること。

3 担当者連絡先

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第2号(第5条関係)

指定管理者 指定通知書

年 月 日

様



公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

|        |  |
|--------|--|
| 施設の名称  |  |
| 施設の所在地 |  |

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

4 料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

(担当 : TEL )

様式第3号(第5条関係)

(市又は委員会)告示第 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、潮来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第23号)第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

年 月 日

記



1 指定管理者の名称

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

|        |  |
|--------|--|
| 施設の名称  |  |
| 施設の所在地 |  |

3 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 管理業務の範囲

(1)

(2)

(3)

5 利用料金に関する事項

様式第 1 号（第 4 条関係）

（平 2 0 規則 1 3 ・ 令 5 規則 9 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）